

## 2019年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑪

### 協約・協定改訂に関して申第10号で申し入れ 新しい人事・賃金制度の見直しと、運輸所 の年休請求手続きの変更は認められない

J R 東海労は、2019年度の協約・協定改訂交渉を8月20日第1回団体交渉から再申し入れ交渉まで約1ヶ月間、9回に涉って職場からの声に基づき労働条件等の改善を求めて会社と交渉を続けてきました。しかし、会社は組合の要求を一切認めませんでした。また、「新しい人事・賃金制度等」の見直しの提案に対して、他労組が妥結後もJ R 東海労は妥協せず交渉を継続し、職務手当や通勤手当の問題を強く提起してきましたが、会社は受け入れませんでした。

J R 東海労は最後の最後まで諦めず、今年度の「基本協約・協定改訂」について、9月27日、申第10号で会社に申し入れを行いました。

#### 「基本協約・協定改訂」に関する申し入れ

2019年度基本協約・協定改訂団体交渉について、8月20日の第1回団体交渉から、回答後の再申し入れに基づき開催した第9回団体交渉まで、約1ヶ月間に涉って会社と議論してきたが、会社は組合の要求を一切認めなかった。

「新しい人事・賃金制度等」の見直し、「運輸所の年次有給休暇の請求手続き」の変更については合意できないが、他については合意し、妥結する。従って、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

1. 「新しい人事・賃金制度等」の見直しに関する項目と「運輸所の年次有給休暇の請求手続き」の変更以外の基本協約の内容で労働協約化し、締結すること。